

■再就職して他の健康保険の被保険者になった場合

再就職して他の健康保険の被保険者になった場合は、キリトリ線以下「任意継続喪失連絡票」に内容をご記入の上、「リクルート健保の被保険者証」と「新しく加入された先の被保険者証のコピー」の3点をリクルート健保までお送りください。

尚、再度リクルート健保の被保険者として加入した場合も、同様にお手続きください。

新しい健康保険に加入した場合、資格取得日によって保険料が還付される場合がございます。還付金は、任意継続申請の際にご記入いただいた銀行口座に返金となります。

任意継続被保険者が資格喪失になるとき(健康保険法第38条)

- ①任意継続の被保険者期間が満了となったとき(通常は資格取得日より2年)。
- ②再就職して他の健康保険の被保険者となったとき
- ③保険料が納付期限日(その月の10日、10日が土日祝の場合は翌営業日)までに納付されないとき
※保険料が「口座の残高不足」等により納付期限に保険料を引落せないとき、
または振込による納付がないとき、納付期限の翌日をもって資格喪失となります。
督促はしませんのでご注意ください。
- ④任意継続の被保険者でなくなることを希望する旨の申出書を提出したとき
※任意継続被保険者資格喪失申出書は、健保HPにUPLしています。
※申出書による喪失日が到達する前に保険料が未納になった場合は、③が優先されます。
※前納の方は、すでにお支払い済みの保険料の内、未経過期間の保険料は還付されます。

※①③の理由による資格喪失の場合は、別途健保より通知書が郵送されますので同封の喪失連絡票をご利用ください。

キリトリ

任意継続喪失連絡票

(記号) 99 (番号) (枝番) (氏名)

リクルート健康保険組合の任意継続の資格を喪失する(した)ため、被保険者証を返送します。

■新しい健康保険の名称(組合名等)	
■新しい被保険者証の記号・番号・枝番	
■新しい健康保険の資格取得日 ※被保険者証を参照ください	

新しい健康保険に加入した場合(国民健康保険を除く)、資格取得日によって保険料が還付される場合がありますので、必ず新しい被保険者証のコピーを添付してください。

■今後の連絡先

<住所> 〒

<TEL>

<携帯>

<健保使用欄>

保険証	証回収日	還付金	還付処理	備考
添付		有		
その他	I/P	無	処理	